定款 株式会社●●●●



令和 ●年●月●日 作成

令和 ●年●月●日 公証人認証

令和 ●年●月●日 作成 会社設立

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、【株式会社●●●】と称する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。
 - 1.
 - 2.
 - 3.
 - 4.
 - 5. 前各量に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を【神奈川県平塚市】に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は【電子公告】により行う。【ただし、事故その他やむを 得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法により行う。】

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、【発行可能株式総数】株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、【株主総会】の承認を受けなければなら

ない。

2 前項の株主総会の招集通知は、株主総会開催日の3日前までに行えば足りるものとする。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の株式を取得した 者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

- 第9条 当会社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、 株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
 - 2 前項の規定にかかからず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載 事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求

第10条 当会社の発行する株式につき、賃権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された 議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会にお いて権利を行使することができる株主とする。
 - 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終 の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、

その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表 者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に 届け出なければならない。
 - 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを 招集し 臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集通知)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子 投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各 株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使するこ とができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認め る場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が 招集する。

(株主総会の議長)

- 第17条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。
 - 2 社長たる取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出 席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行 う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、 議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数

第20条 当会社に置く取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

- 第21条 取締役の選任決議は 株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の【3分の1】以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権 の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を もって行う。

(取締役の任期)

- 第23条 取締役の任期は、選任後【10】年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任 時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

- 第24条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表 取締役1名以上を定め、その内1名を社長とする。
 - 2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とし、 社長とする。
 - 3 社長は、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年●月1日から翌年●月●日までの年1期 とする。

(剰余金の配当)

- 第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。
 - 2 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

- 第28条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金【資本金】円とする。
 - 2 当会社の成立後の資本金の額は、金【資本金】円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和●年●月●日 までとする。

(設立時役員)

第30条 当会社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 発起人氏名 設立時取締役 発起人氏名 設立時代表取締役 発起人氏名

(発起人)

第31条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

【発起人住所】

【】株 金【】円

発起人 【発起人氏名】

【発起人住所】

【】株 金

発起人 【発起人氏名】

(法令の準拠)

第32条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社●●●●の設立のため、発起人の定款作成代理人である行政書士 藤原 淳は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和●年●月●日

【発起人住所】

【発起 発起人氏名】

【発起人住所】

【発起人 発起人氏名】

上記発起人の定款作成代理人

神奈川県平塚市八重咲町23番14 104号 チサンガーデンハウス八重咲

行政書士 藤原淳